

## 特定口座約款（11月1日付改定内容）

上場株式等の配当金等につきましては、平成21年分から、申告分離課税を選択することにより株式等の譲渡損と損益通算ができることとなっております。

さらに、平成22年分からは、お客様の特定口座（源泉徴収口座）に配当金を受け入れ、特定口座内で株式等の譲渡損と損益通算を行うことが認められることとなりました。

これに伴い、特定口座への上場株式等の配当金受入れに際しての要件その他を明確にするため、11月1日付で特定口座約款を以下のとおり改定しましたのでお知らせします。

主要な改定部分に下線を付しております。改定後の全文につきましては、当社ホームページの約款・規定集をご覧ください。

## （約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様が所得計算および源泉徴収の特例を受けるために当社に開設される「特定口座」に関し、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の11の3第3項に定める上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約の要件、第37条の11の6第4項に定める上場株式配当等受領委任契約の要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

## （定義）

第2条 この約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。

## （1） 上場株式等

金融商品取引所に上場されている株式、新株予約権付社債、出資証券、優先出資証券、ETF、REIT等のほか、公募株式投資信託の受益権、店頭登録銘柄、外国金融商品市場売買株式等を含みます。詳細は措置法第37条の11の3第2項が定めるところによります。

## （2） 特定口座

投資家が、上場株式等の譲渡をした場合および上場株式等の信用取引等を処理した場合に、所得の金額を区分して計算するために金融商品取引業者に開設する口座をいいます。

（3） 源泉徴収口座

投資家から「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出を受け源泉徴収手続きが開始された特定口座をいいます。

（4） 簡易申告口座

源泉徴収口座以外の特定口座をいいます。

## （5） 信用取引等

信用取引および発行日取引をいいます。

## （6） 特定口座内保管上場株式等

この約款に基づき、特定口座に係る振替口座簿に記載（電磁的方法による記録を含みます。以下同じ。）され、または特定口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。

## （7） 特定保管勘定

特定口座内保管上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。

## （8） 特定信用取引等勘定

特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。

(9) 特定上場株式配当等勘定

源泉徴収口座で受領する上場株式等の配当等につき、他の上場株式等の配当等と区分して記録するための勘定をいいます。

第3条 <現行どおりですので省略します。>

(取引に係る源泉徴収の選択または中止)

第4条 お客様が特定口座における取引による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出していただきます。また、翌年以降の源泉徴収の取り扱いについては、お客様から、各年において最初に特定口座における取引を行う前に「特定口座源泉徴収中止届出書」が提出されない限り、源泉徴収が継続されます。

- 2 各年において特定口座における取引が発生したのちに源泉徴収を選択または中止することはできません。また、お客様が上場株式等の配当等について次条に定める源泉徴収を選択されている場合は、各年において、上場株式等の配当等の支払いが確定した日以降は、源泉徴収を中止することはできません。

(配当等に係る源泉徴収の開始または中止)

第5条 お客様が上場株式等の配当等について源泉徴収を希望される場合には、源泉徴収口座を開設し「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。また、上場株式等の配当等について源泉徴収を中止する場合は、「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただきます。

- 2 上場株式等の配当等についての源泉徴収の開始または中止については、前項の届出書が提出される前に支払いが確定した上場株式等の配当等については適用されません。

第6条～第9条 <現行第5条～第8条ですので省略します。>

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第10条 源泉徴収口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

第11条 <現行第9条ですので省略します。>

(源泉徴収口座で受領する上場株式等の配当等の範囲)

第12条 当社のお客様の源泉徴収口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当のうち上場株式等の配当等に該当するもので、お客様が当社の振替口座簿に記載され、または当社に保管の委託がされている上場株式等（一般口座預り分を含みます。）に係るもののみを受け入れます。

- (1) 措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等とその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉

徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第13条～第16条 <現行第10条～第13条ですので省略します。>

(年間取引報告書の交付)

第17条 当社は、特定口座において処理された上場株式等の譲渡に係る対価、取得費および要した費用の額ならびに所得または差益の金額、配当等に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。

第18条 <現行第15条ですので省略します。>

(契約の解除)

第19条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様が当社に対して所定の特定口座廃止届出書を提出したとき。なお、廃止届出書提出日前に支払いが確定した上場株式等の配当等で未受領のものがある場合は、受領の翌日に廃止届出書が提出されたものとみなし、当該配当に限り特定口座で処理します。
- (2) 特定口座の残高および未決済の信用取引等がなくなった場合において、そのなくなった日または最後に上場株式等の配当を受領した日のいずれか遅い日から2年目の年の年末まで当該特定口座の利用がなかったとき(3年目の年の1月1日をもって解除されます。)
- (3) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき(「特定口座継続適用届出書」を提出された場合を除きます。)

第20条～第21条 <現行第17条～第18条ですので省略します。>

(配当等の源泉徴収に係る移行期の特例)

附則第1条 平成21年末までに特定口座を開設されているお客様が上場株式等の配当等について源泉徴収を希望される場合は、第5条の規定に関わらず、平成22年末までは「特定口座源泉徴収選届出書」を提出いただくことで「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出いただいたものとみなします。なお、上記のお客様が上場株式等の配当等について源泉徴収を希望されない場合は、「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただきます。

以上